

滋 監 第 1 1 6 6 号

平成26年(2014年)9月30日

滋賀国道事務所長  
琵琶湖河川事務所長 } 様

滋賀県知事 三日月 大造

### 入札参加資格審査の主観点数の改正に伴う建設業者の 地域貢献活動等への協力依頼について

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

滋賀県土木交通部では、「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」の施行を契機として、昨年、「滋賀県建設産業活性化推進検討会」を立ち上げ、本県建設産業の活性化推進方策を検討し、今後の施策展開に役立てることとしております。

当検討会の中間とりまとめを受けて検討した結果、別添のとおり主観点数の評価方法を改正しました。この改正項目のうち、災害等緊急対応および地域貢献活動の評価については加点の要件として各機関の長等の証明を受けることとしております。

たいへんお忙しいところお手数をおかけすることとなりますが、建設産業活性化の主旨をご理解いただき、証明手続等についてご協力をお願いします。

#### 【お問い合わせ】

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
土木交通部 監理課

審査契約担当 (内線 4116)

TEL 077-528-4116 FAX 077-524-0943

E-mail ha0002@pref.shiga.lg.jp

滋 監 第 1 1 6 6 号  
平成26年(2014年)9月30日

各市長 }  
各町長 } 様

各市町公共工事入札契約担当課長 取扱  
各市町消防団担当課長 取扱  
各市町ボランティア活動担当課長 取扱  
各市町教育委員会担当課長 取扱

滋賀県知事 三日月 大造

### 入札参加資格審査の主観点数の改正に伴う建設業者の 地域貢献活動等への協力依頼について

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

滋賀県土木交通部では、「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」の施行を契機として、昨年、「滋賀県建設産業活性化推進検討会」を立ち上げ、本県建設産業の活性化推進方策を検討し、今後の施策展開に役立てることとしております。

当検討会の中間とりまとめを受けて検討した結果、別添のとおり主観点数の評価方法を改正しました。この改正項目のうち、災害等緊急対応、消防団協力活動および地域貢献活動の評価については加点の要件として市町の長等の証明を受けることとしております。

たいへんお忙しいところお手数をおかけすることとなりますが、建設産業活性化の主旨をご理解いただき、証明手続等についてご協力をお願いします。

#### 【お問い合わせ】

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
土木交通部 監理課

審査契約担当 (内線 4116)

TEL 077-528-4116 FAX 077-524-0943

E-mail ha0002@pref.shiga.lg.jp

滋 監 第 1 1 6 6 号  
平成26年(2014年)9月30日

県・各市町 社会福祉協議会 会長 様

滋賀県知事 三日月 大造

**入札参加資格審査の主観点数の改正に伴う建設業者の  
地域貢献活動等への協力依頼について**

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

滋賀県土木交通部では、「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」の施行を契機として、昨年、「滋賀県建設産業活性化推進検討会」を立ち上げ、本県建設産業の活性化推進方策を検討し、今後の施策展開に役立てることとしております。

当検討会の中間とりまとめを受けて検討した結果、別添のとおり主観点数の評価方法を改正しました。この改正項目のうち、地域貢献活動（災害時緊急活動）の評価については加点の要件として社会福祉協議会またはボランティアを支援する団体の長等の証明を受けることとしております。

たいへんお忙しいところお手数をおかけすることとなりますが、建設産業活性化の主旨をご理解いただき、証明手続等についてご協力をお願いします。

**【お問い合わせ】**

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
土木交通部 監理課

審査契約担当（内線 4116）

TEL 077-528-4116 FAX 077-524-0943

E-mail ha0002@pref.shiga.lg.jp

滋 監 第 1 1 8 1 号  
平成26年(2014年)10月2日

各 所 属 長 様

土木交通部監理課長  
( 公 印 省 略 )

**入札参加資格審査の主観的評価項目改正に伴う建設業者の  
地域貢献活動等への協力依頼について**

土木交通部では、「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」の施行を契機として、昨年、「滋賀県建設産業活性化推進検討会」を立ち上げ、本県建設産業の活性化推進方策を検討し、今後の施策展開に役立てることとしております。

当検討会の中間とりまとめを受けて検討した結果、別添のとおり主観的評価項目※を改正しました。

(※主観的評価項目とは、建設工事等有資格者名簿において入札参加者の格付や順位付けを行うために用いる県独自の評価項目です。)

この改正項目のうち、地域貢献活動の評価については加点の要件として要請等をした所属長の証明を受けることとしております。

については、たいへんお忙しいところお手数をおかけすることとなりますが、建設産業活性化の主旨をご理解いただき、証明手続等についてご協力をお願いします。

**【お問い合わせ】**

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
土木交通部 監理課

審査契約担当 (内線 4116)

TEL 077-528-4116 FAX 077-524-0943

E-mail ha0002@pref.shiga.lg.jp